

## 2 児童送迎用車両への安全装置装備について

令和5年10月13日(金)  
山梨県福祉保健部障害福祉課

「こどものバス送迎・安全徹底プラン」

指定基準省令改正

- 児童福祉法に基づく  
指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
(令和5年3月31日厚生労働省令第48号改正)
- ・障害児の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に、**点呼**その他**所在を確実に把握することが出来る方法**により障害児の所在を確認すること
  - ・障害児の送迎を目的とした自動車に**見落としを防止する装置**をつけること



**チェックシート等の活用による所在確認**  
と  
**児童送迎用車両への安全装置装備**

⇒今後は**実地指導等での確認ポイント**に追加されます



## 「こどものバス送迎・安全徹底プラン」

### 「送迎用バスへの安全装置の装備」に係る補助事業

#### (1) 対象となる安全装置

「送迎用バスの安全装置」については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」(国土交通省)に適合したものであること。

なお、ガイドラインに適合する安全装置のリストが内閣府のHPで公表されているので参考にすること。

(掲載ページ) ※リストは随時更新

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>

#### (2) 対象事業所

山梨県内(甲府市を除く。)に所在する児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所

なお、甲府市内に所在する事業所については、甲府市が補助事業の実施主体となること。

#### (3) 補助基準額(令和4年度)

1台あたり17.5万円